

みやしろ 議会だより

No. 55
2005.8.1



楽しく学ぶ 食の大切さ

議員定数削減きまる	2
税条例改正 高齢者 非課税限度額廃止	5
町政を問う一般質問に18人が登壇	6
町・議会へひとこと、寄付行為禁止 ご理解ご協力を	16



みやしろ 議会だより

第55号

平成17年8月1日発行

発行/宮代町議会・編集委員会 0480(34)1111
住所/埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 4 1

議員は寄付行為できません

ご理解とご協力を

政治家は有権者に寄附を贈らない! 有権者は政治家に寄附を求めない! 政治家から有権者への寄附は受け取らない!

- 1 祭りへの寄付や差し入れ。
 - 2 地域の行事や、スポーツ大会への飲食物の差し入れ。
 - 3 町内会の集会や旅行等、催し物への寸志や飲食物の差し入れ。
 - 4 各団体等からの案内(催し物、会合など)に対する寄付行為等。
- 私たち議員は、町民の皆様とのかかわりにおいて公職選挙法により「寄付行為等が禁止」されておりますので何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議会を傍聴しませんか

今回は8月25日開会予定です
町政や議会へのご意見や感想をお寄せ下さい。
問い合わせ先 議会事務局 ☎ 34-1111



木造橋から図書館を望む

町・議会へひとこと



一條弘子さん (本田)

町政や議会についてのご意見や感想などを寄稿していただきました。皆様からのご投稿(250字以内)をお待ちいたしております。

梅雨入り前の六日、六月定例会、一般質問を傍聴させていただきました。特にお色のある(円形)議場にて、具備に感じたことは、町側答弁者が、少人数になったこと。これも行政改革の一環なのではないでしょうか。一般質問について

は予定されている介護保険法改正の問題点と町の介護保険該当者の現状、また、町民に密着した生活道路計画の見直し等の質疑が活発に論じられ、各々の議員さん方の勉強ぶりがうかがえました。合併なく単独での町政運営を歩み始めたこの町に、住み心地がよく心豊かに暮らせるように皆さんが広く関心を持っていただきたいと思います。

編集後記

この暑さのなか、皆様はいかがお過ごしでしょうか。最近では地球温暖化を肌で感じるようになり、政府もクールビズで対策に乗り出しているようです。こっ暑いとやる気も失われがちですが、もうすぐ開催される町民まつりで、そのうっぴんを晴らしていただければと思います。

各議案に対する各会派の態度

議案	会派	賛成					無党派
		平成(5名)	ウ(4名)	清風(3名)	日本共産党(3名)	公明党(2名)	
専決処分の承認を求める							
宮代町税条例の一部を改正する条例							
宮代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例							
宮代町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例							
彩の国さいたまづくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少							
平成17年度宮代町一般会計補正予算(第1号)							
平成17年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)							
平成17年度宮代町水道事業会計補正予算(第1号)							
議員議案第4号 町議会議員定数条例の一部を改正する条例							